

四日市市民活動ファンド

三重県四日市市

人口：302,983 人

面積：205.30 km²

取組の概要

市民活動団体への支援を目的とした助成制度。平成 12 年に市民等の寄附をもとに、公益信託制度を活用して設立された。平成 17 年度からは、市の「個性あるまちづくり支援事業」において NPO 法人向けの支援制度として位置付けている。

取組の紹介

1 取組の背景

- ・ 市民活動団体を支援することを目的とする助成制度の実現のため、市民や市内企業から約 1,000 万円の寄附金が寄せられた。
- ・ この寄附金の活用について、有識者などからなる研究会での約 1 年をかけた議論を踏まえ、平成 12 年に創設された制度が「四日市市民活動ファンド」である。
- ・ 社会的な信用度や柔軟で効果的な運用が期待できることもあり、公益信託制度を活用した制度とした。
- ・ 市民活動団体による継続した公益的な活動が増加すれば、行政から提供される公益サービスとの選択が可能になるとの期待が込められた。
- ・ 平成 17 年度に市の「個性あるまちづくり支援事業」において NPO 法人向けの支援制度として位置付け、市費の出捐を行うなど充実を図っている。

2 取組の具体的内容

- ・ 平成 19 年度の助成メニューは次のとおりである。事業の採択にあたっての審査は、申請書類や公開プレゼンテーションに基づき、学識経験者等からなる運営委員会が行っている。

対象団体：NPO 法人

対象事業：NPO 法人が市内において実施する公益的事業

助成内容：対象経費 50 万円以下 9/10

50 万円超部分 2/3 （助成限度額 75 万円）

- ・ 審査については、次のような視点から行っている。
「先駆性」、「自主自立性」、「実現性」、「公益性」、「継続性」など
- ・ 審査の際の公開プレゼンテーションのほか、活動報告会の開催などを通じて、情報発信を行い、ファンドへの市民の関心を高め、寄附金など資金が集まるような工夫を行っている。

【平成 19 年度 応募採択状況】

- 応募団体数 7 団体
- 採択団体数 5 団体
- 助成総額 2,424 千円

採択団体名	分野
特定非営利活動法人別山安全なまちづくり推進委員会	防犯
特定非営利活動法人体験ひろば☆こどもスペース四日市	子育て
特定非営利活動法人あいプロジェクト	福祉
特定非営利活動法人森林の風	自然環境
特定非営利活動法人アートNPOヒューマンシアター	文化芸術

【公益信託とは】

公益信託とは、個人や法人（委託者）が財産を一定の公益目的のために信託し、受託者（銀行など）がその財産を管理・運用し、その公益目的を実現しようとする制度。

3 取組の効果

- ・ 行政施策の枠組みにとらわれることなく、子育て支援、居場所づくりなど市民の視点で主体的に公益を支える継続的な活動が増えた。
- ・ 市民活動団体によるサービスの充実により、行政と民間の多角的な協働を基本とする公益サービスの提供が可能になると期待できる。
- ・ ファンドの助成を受けた実績のあるNPOが、さらなるチャレンジとして、地域再生計画に基づく国からの支援措置（内閣府の市民活動団体等支援総合事業）を受けた事業（シニアまちづくり人材バンク構築事業）にも取り組み、中間支援機能の強化を図るなど着実に活動の幅を広げている。

4 取組中の課題・問題点

- ・ 「個性あるまちづくり支援事業」のNPO法人向けという位置付けも含め、そのあり方等について、再度、整理・見直しを行っている。
- ・ 市民協働を全庁的に推進していくため、各部局の施策において、より有効活用できないかなどを検討している。

5 住民（職員）の反応・評価

- ・ 主に立ち上がり期の活動を軌道に乗せるため、活動費助成が3回まで可能となり、活用団体からは好評を得ている。
- ・ 市内部の協議・検討組織である市民協働推進会議においても、全庁的な活用方法の検討を始めるなど、職員の市民活動に対する意識の向上につながっている。

6 今後の課題

- ・ 制度の維持継続のため、市民や事業者からの寄附をより一層募っていく仕組みづくりに取り組む必要がある。

7 今後取り組む自治体に向けた助言

- ・ 市民との協働を進めていく観点からは、このような助成制度も活用し、行政と市民活動団体とのネットワーク構築を行うなど、日常的に接点を持ちながら、まちづくりについての協議・検討を行っていくことが重要である。

(参考) 当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.npo.city.yokkaichi.mie.jp/>

担当部署：市民文化課